

令和4年5月9日

第4回臨時会議案

厚真町議会

付 議 案 件

番 号	件 名
議案第 1 号	厚真町税条例等の一部改正について
議案第 2 号	厚真町国民健康保険条例の一部改正について
議案第 3 号	令和 4 年度厚真町一般会計補正予算（第 1 号）について

議案第 1 号

厚真町税条例等の一部改正について

厚真町税条例等の一部を次のように改正しようとする。

令和 4 年 5 月 9 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町税条例等の一部を改正する条例

(厚真町税条例の一部改正)

第1条 厚真町税条例（昭和29年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

- 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

- 6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の7第1項第1号中「（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」を「確定申告書」に、「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の道民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に

規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第73条の2中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加え、「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第73条の3中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を、「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第4項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第3号ロ」を

「附則第 15 条第 26 項第 3 号ロ」に改め、同条第 17 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号ハ」に改め、同条第 18 項中「附則第 15 条第 30 項」を「附則第 15 条第 29 項」に改め、同条第 19 項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改め、同条第 20 項中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改める。

附則第 10 条の 3 第 9 項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第 11 項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第 12 条第 1 項中「100 分の 5」の次に「（商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあつては、100 分の 2.5）」を加える。

附則第 16 条の 3 第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第 1 項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第 17 条の 2 第 3 項中「、第 37 条の 8 又は第 37 条の 9」を「又は第 37 条の 8」に改める。

附則第 20 条の 2 第 4 項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 20 条の 3 第 4 項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの頃」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第26条を削る。

（厚真町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 厚真町税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち厚真町税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第4項中「の規定中個人の町民税に関する部分」を「第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中厚真町税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第26条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1

日

- (2) 第1条中厚真町税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第36条の3第2項及び第3項の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（厚真町税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第19号）附則第2条第4項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

- (3) 第1条中厚真町税条例第18条の4第1項の改正規定、同条例第73条の2第1項の改正規定（「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）及び同条例第73条の3第1項の改正規定（「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の厚真町税条例第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（町民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の厚真町税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべ

き第1条の規定による改正前の厚真町税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の厚真町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の厚真町税条例第73条の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

- 4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の厚真町税条例第73条の3

第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

議案第 2 号

厚真町国民健康保険条例の一部改正について

厚真町国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 4 年 5 月 9 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町国民健康保険条例の一部を改正する条例

厚真町国民健康保険条例（昭和３４年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第１８条の６中「６３万円」を「６５万円」に改める。

第１８条の６の１２中「１９万円」を「２０万円」に改める。

第２２条第１項中「６３万円」を「６５万円」に改め、同条第３項中「１９万円」を「２０万円」に改め、同条第３項及び第４項中「６３万円」を「６５万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第１８条の６、第１８条の６の１２及び第２２条の規定は、令和４年度以後の年度分の保険料について適用し、令和３年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 3 号

令和 4 年度厚真町一般会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度厚真町の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 294,665 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,564,665 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の補正は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 4 年 5 月 9 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	641,978	248,708	890,686
	1 国庫負担金	156,657	6,877	163,534
	2 国庫補助金	476,138	241,831	717,969
15	道支出金	676,332	3,250	679,582
	2 道補助金	571,186	3,250	574,436
18	繰入金	464,163	37,357	501,520
	1 基金繰入金	462,867	37,357	500,224
19	繰越金	450,000	2,150	452,150
	1 繰越金	450,000	2,150	452,150
21	町債	778,400	3,200	781,600
	1 町債	778,400	3,200	781,600
歳 入 合 計		8,270,000	294,665	8,564,665

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	812,438	215,091	1,027,529
	1 総務管理費	774,087	215,091	989,178
3	民生費	1,044,062	2,100	1,046,162
	1 社会福祉費	690,000	2,100	692,100
4	衛生費	449,074	15,336	464,410
	1 保健衛生費	449,074	15,336	464,410
6	農林水産業費	915,853	9,301	925,154
	1 農業費	501,762	2,801	504,563
	2 林業費	379,206	6,500	385,706
7	商工費	316,985	51,220	368,205
	1 商工費	316,985	51,220	368,205
10	教育費	783,202	1,617	784,819
	3 中学校費	321,876	1,617	323,493
歳 出 合 計		8,270,000	294,665	8,564,665

第2表 地方債補正

(追加分)

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
林道改良事業	3,200	普通貸借又は 証券発行	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の 利率）	借入先の条件による。ただし、 財政上の都合により据置期間 及び償還年限を短縮し、又は 繰上償還若しくは低利債に 借り換えることができる。

(歳 出)

[illegible]

2 歳 入

1 4 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 衛生費負担金	千円 0	千円 6,877	千円 6,877
計	156,657	6,877	163,534

1 4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

1 総務費補助金	50,321	233,372	283,693
3 衛生費補助金	1,205	8,459	9,664
計	476,138	241,831	717,969

1 5 款 道支出金

2 項 道補助金

4 農林水産業費補助金	497,740	3,250	500,990
計	571,186	3,250	574,436

1 8 款 繰入金

1 項 基金繰入金

15 財政調整基金繰入金	0	6,600	6,600
--------------	---	-------	-------

節		説	明
区 分	金 額		
1 予防接種費負担金	千円 6,877	新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金	千円 6,877

1 総務管理費補助金	101,518	デジタル田園都市国家構想推進交付金	101,518
2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	131,854	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	131,854
1 保健事業補助金	8,459	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金	8,459

2 林業費補助金	3,250	合板・製材生産性強化対策事業補助金	3,250

1 財政調整基金繰入金	6,600	財政調整基金繰入金	6,600
-------------	-------	-----------	-------

1 4 款 国庫支出金 1 5 款 道支出金 1 8 款 繰入金

18 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
16 エネルギー地産地消事業基金繰入金	千円 0	千円 30,757	千円 30,757
計	462,867	37,357	500,224

19 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	450,000	2,150	452,150
計	450,000	2,150	452,150

21 款 町債

1 項 町債

2 農林水産業債	63,700	3,200	66,900
計	778,400	3,200	781,600

節		説	明
区 分	金 額		
1 エネルギー地 産地消事業基 金繰入金	千円 30,757	エネルギー地産地消事業基金繰入金	千円 30,757

1 前年度繰越金	2,150	前年度決算剰余金	2,150

2 林業債	3,200	林道改良事業	3,200

1 8 款 繰入金 1 9 款 繰越金 2 1 款 町債

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
7 企画費	千円 83,009	千円 215,091	千円 298,100	千円 183,731	千円	千円 30,757	千円 603
計	774,087	215,091	989,178	183,731	0	30,757	603

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

3 老人福祉費	195,380	2,100	197,480				2,100
計	690,000	2,100	692,100	0	0	0	2,100

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

2 予防費	54,748	15,336	70,084	15,336			
-------	--------	--------	--------	--------	--	--	--

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	千円 1,908	0330 地域公共交通対策事業 千円 4,403
14 工事請負費	207,480	生活交通路線維持補助金 4,403 1188 エネルギー地産地消事業 210,688
18 負担金補助及 び交付金	5,703	木質チップ製造委託料 1,908 排熱利用農業施設設置工事 207,480 各種負担金 1,300

18 負担金補助及 び交付金	2,100	1260 介護人材確保支援事業 2,100 緊急介護人材確保対策支援事業補助金 2,100

1 報酬	1,816	1290 新型コロナワクチン接種事業 15,336
2 給料	795	会計年度任用職員報酬 1,816 会計年度任用職員給 795
3 職員手当等	830	超過勤務手当 450 住居手当（会計年度任用職員） 128
4 共済費	217	期末手当（会計年度任用職員） 159
7 報償費	186	超過勤務手当（会計年度任用職員） 93 共済組合負担金（会計年度任用職員） 217
8 旅費	97	委員報償 186
10 需用費	274	委員費用弁償 54 会計年度任用職員費用弁償 43
11 役務費	295	

2 款 総務費 3 款 民生費 4 款 衛生費

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	449, 074	15, 336	464, 410	15, 336	0	0	0

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

2 農業農村振興費	140, 110	2, 801	142, 911	2, 801			
計	501, 762	2, 801	504, 563	2, 801	0	0	0

6 款 農林水産業費

2 項 林業費

1 林業振興費	328, 257	6, 500	334, 757	3, 250	3, 200		50
計	379, 206	6, 500	385, 706	3, 250	3, 200	0	50

節		説 明	
区 分	金 額		
12 委託料	千円 9,218	消耗品費	千円 200
13 使用料及び賃 借料	1,608	燃料費	10
		印刷製本費	64
		通信運搬費	235
		手数料	60
		マイクロバス運行委託料	484
		システム改修委託料	1,540
		予防接種委託料	6,877
		予防接種受診票作成委託料	317
		臨時電話借上料	132
		物品等借上料	1,410
		衛生用具使用料	66

18 負担金補助及 び交付金	2,801	0936 スマート農業推進事業	2,801
		スマート農業導入支援事業補助金	2,801

14 工事請負費	6,500	1283 林道改良事業	6,500
		林道改良工事	6,500

4 款 衛生費 6 款 農林水産業費

7 款 商工費
1 項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 商工費	千円 78,451	千円 51,220	千円 129,671	千円 45,440	千円	千円	千円 5,780
計	316,985	51,220	368,205	45,440	0	0	5,780

10 款 教育費
3 項 中学校費

1 学校管理費	64,898	1,617	66,515	1,400			217
計	321,876	1,617	323,493	1,400	0	0	217

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	千円 370	1222 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業 千円 51,220
18 負担金補助及 び交付金	50,850	販売換金・商品券作成業務委託料 370 事業継続支援交付金 11,850 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策商品券事業補助金 36,500 飲食店応援緊急対策事業補助金 2,500

12 委託料	1,617	0625 スクールバス運行管理費 1,617
		スクールバス運行委託料 1,617

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総 括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	一般職 121 計 121		462,746	279,685	742,431	151,890	894,321	
補正前	一般職 121 計 121		462,746	279,235	741,981	151,890	893,871	
比 較				450	450		450	

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	管理職 手 当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	期末勤勉 手 当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	超過勤務 手 当 (千円)	調整手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手 当 (千円)	児 童 手 当
	補正後	15,447	12,636	11,478	3,591	171,487	12,203	2,133	40,976	1,069	100	8,565
	補正前	15,447	12,636	11,478	3,591	171,487	12,203	2,133	40,526	1,069	100	8,565
	比 較								450			

給 与 費 明 細 書

(会計年度任用職員)

1. 一般職

(1) 総 括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	177	95,795	161,347	64,048	321,190	52,417	373,607	
補正前	177	93,979	160,552	63,668	318,199	52,200	370,399	
比 較		1,816	795	380	2,991	217	3,208	

職員 手当 の内 訳	区分	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	期末手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	超過勤務 手 当 (千円)	児童手当 (千円)	備考
	補正後	1,230	2,903	50,894	2,939	5,402	680	
	補正前	1,102	2,903	50,735	2,939	5,309	680	
	比較	128		159		93		